

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営体制及び内部統制システムを整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことが、企業価値の継続的な向上につながるの考え方に基づき、透明性の高い経営システムの構築を図ることが、経営の重要課題と捉えております。

その上で、経営上の全てのステークホルダー(株主様、お客様、従業員、社会、協力会社)に対し、円滑な関係の維持、発展に努めるとともに、迅速かつ積極的な情報開示に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、事業の円滑な推進等の効果が著しく認められる場合に限り、株式を保有することを検討いたします。また、その効果について、保有目的とそれに伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に検証し、効果が薄れてきた株式については、毎年取締役会において、保有継続の相当性を判断し、保有継続が相当でないとは判断された場合には、市場への影響、当社の財務的な状況を検討した上で保有株式の縮減を図ります。

また、政策保有株式の議決権行使にあたっては、当該企業の企業価値の向上に資するものであるか、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか、保有目的に適合するか等を総合的に検証し、議案ごとに賛否を判断のうえ、適切に議決権を行使いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、目標とする経営指標としてROE(自己資本当期純利益率)を掲げております。現在はROE15%以上を目安とし、資本効率を意識した経営を実践しております。

株主還元については、連結業績に基づく配当性向30%を配当の基本方針とし、安定成長・安定配当を推進してまいります。また、中期経営計画の開示を積極的に行い、フリーキャッシュフローレベル、キャッシュポジション、中期的な投資案件等を総合的に考慮した上で、自己株式取得についても適宜検討してまいります。

【原則1-5 いわゆる買収防衛策】

当社は、持続的成長と企業価値の向上を図ることを最重要課題としているため、経営陣の保身を目的とする買収防衛の効果をもたらす方策は一切導入いたしません。

【補充原則1-5-1 公開買い付けが実施された際の対応】

当社は、当社の株式が公開買い付けに付された場合には、公開買い付け者に公開買い付けによる当社の企業価値向上策の具体的説明を求めた上で、取締役会としての対応を速やかに説明いたします。

また、株主にとっての適切な株式売却の機会を確保するため、株主が公開買い付けに応じることを妨げません。

【原則1-6 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策につき、取締役・監査役が、関係法令と適正手続を遵守し、必要性和合理性を十分に検討した上で、実施の有無を判断することとしております。また、上記資本政策を実施すると判断した場合には、その理由や判断過程等を速やかに開示し、必要に応じて、株主総会や決算説明会で株主や投資家に説明するものいたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、利益相反取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益を害することがないよう、取締役会での承認決議を必要とするものとしております。また、関連当事者取引については、独立当事者との取引に準じた条件とすることとし、当該取引につき、定期的に、取締役会での報告し、監視をしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金を運用しておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

()当社のホームページ等に記載しております。

企業理念 当社ホームページ(<http://ryohin-keikaku.jp/corporate/philosophy/>)に記載しております。

経営戦略・経営計画 当社ホームページ、株主総会招集通知、決算説明会資料等に記載しております。

()当社のホームページ等に記載しております。

基本的な考え方 当社ホームページ「コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方」(<http://ryohin-keikaku.jp/corporate/governance.html>)に記載しております。

基本の方針 コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「基本的な考え方」、有価証券報告書に記載しております。

- () 当社の有価証券報告書に記載しております。
- () 当社の有価証券報告書に記載しております。
- () 取締役候補及び監査役候補の選解任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会規則及び業務決裁規程により、経営陣に対する委任の範囲を定めております。取締役会は、法令に定められた事項及び重要な中長期戦略に関する事項の決定、及び業務執行の監督を行います。取締役会で決定された重要な中長期戦略に基づき、事業分野ごとに、会議体、担当取締役及び担当執行役員を設け、業務執行を行っております。

【補充原則4 - 1 - 2 中期経営計画実現への最善の努力及び目標未達時の分析】

当社は、仮に中期経営計画を達成できなかった場合には、原因と当社の対応を取締役会にて分析し、その結果を株主総会と決算発表等で株主に説明するとともに、次期計画に反映いたします。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、金融商品取引所が定める独立性判断基準に依拠し、多様な経験を持ち、当社の企業価値の向上に寄与するような資質を十分に備え、十分な人数と考えられる独立社外取締役を3名選任しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準をベースにして、「独立性判断基準」を定めております。また、当社の3名の独立社外取締役は、企業経営の経験者等の経営の専門家として取締役会において率直かつ活発な意見申述をしており、経営に対する監督等を独立した立場で行っております。

< 独立性判断基準 >

- a 過去に当社又はその子会社の業務執行者
- b 過去に当社の親会社の業務執行者であった者
- c 過去に当社の兄弟会社の業務執行者であった者
- d 過去に当社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者又は当社の主要な取引先の業務執行者であった者
- e 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(法人、組合等の団体であるものに限る。)に過去に所属していた者
- f 当社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等(業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。)をいう。)
- g aから前までに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
- h 当社の取引先又はその出身者(業務執行者又は過去10年内のいずれかの時において業務執行者であった者をいう。)
- i 当社の出身者が他の会社の社外役員である場合の当該他の会社の出身者
- j 当社から寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、出身者又はそれに相当する者をいう。)

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の構成に関する考え方】

当社は、取締役の指名に当たり、これまでの業務経験、実績、課題遂行能力、人柄等を総合的に考慮し、独立社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会によって審議し、取締役会に答申を行っております。また、社外取締役候補の指名に当たっては、出身各分野の経験、実績及び知見を有し、経営の専門家であり、当社の中長期的な企業価値の向上に資する意見や判断を有することを考慮し、前述の指名諮問委員会によって審議し、取締役会に答申を行っております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役兼任状況】

当社は、社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況につき、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っており、その兼任状況は合理的な範囲内としております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性の分析・評価】

当社取締役会は、当社が定めるコーポレート・ガバナンスの基本方針に基づき、取締役会の実効性について分析と評価を実施いたしました。その結果の概要は、以下のとおりでございます。

1. 取締役会の実効性評価プロセスの概要

(1) 当社取締役会は、取締役会の実効性を評価するうえで必要と考えられる以下の評価カテゴリーを設定し、取締役及び監査役にアンケートを行いました。

< アンケートにおける評価カテゴリー >

- 取締役会の構成について
- 取締役会の運営について
- 取締役会での審議充実に向けて
- 取締役会を支える体制について
- 株主その他ステークホルダーとの関係充実に向けて
- その他コメント

(2) 上記アンケート形式による各取締役及び監査役の評価をもとに、取締役会事務局がその結果をまとめました。

(3) これらにもとづき、各課題に対する討議を実施いたしました。

2. 取締役会の実効性評価の結果

(1) 評点の総括

対象人数 13名 回答人数13名

(内訳: 社内取締役6名/6名中・社外取締役3名/3名中・社内監査役1名/1名中・社外監査役3名/3名中)

< 各評価カテゴリーの評点の平均 >

評点は「1」を改善が必要、「3」を必要最低限水準、「5」を適切として、5段階で設定しております。

取締役会の構成について(評点平均:4.27)(前回:4.28)

取締役会の運営について(評点平均:3.44)(前回:3.44)

取締役会での審議充実に向けて(評点平均:3.55)(前回:3.60)

取締役会を支える体制について(評点平均:3.05)(前回:3.35)

株主その他ステークホルダーとの関係充実に向けて(評点平均:3.25)(前回:3.80)

(2) 評価の結果概要

上記アンケートの結果、当社取締役会は概ね必要最低限水準を超えていると評価されており、特に取締役会の構成については、社外取締役、社外監査役が複数名いることから適切であると評価しました。

しかしながら、一方で取締役会を支える体制については相対的に評点が低く、その主な課題は、事前質問受付の機会確保、タイムリーな情報共有、取締役会議案の事前説明の機会確保、独立役員間の情報交換機会のさらなる充実などの課題があるものと評価しました。

3. 取締役会の今後の取り組み

取締役会の実効性評価により認識された各課題をもとに取締役会の実効性を更に向上させるために、今後、以下のとおり取り組んでまいります。

(1) 中長期的な戦略の討議の充実

討議の充実を図るために、各種委員会を積極的に活用し、中長期的な戦略の討議について充実を図ってまいります。

(2) 情報共有の機会の適正化

取締役会資料を含め、情報の共有がタイムリーに行えるように、タイミング、機会、質、量の適正化に取り組んでまいります。

(3) 取締役会資料の事前の早期配布の徹底

取締役会において更なる議論の深化を図るため、取締役会資料の早期配布について、全部門が留意して取り組んでまいります。

(4) 重要議案のフォローアップ報告の実施

重要な議案については、取締役会において承認した後も、フォローアップの報告を行い、執行状況のモニタリングを充実させていくよう努めてまいります。

(5) ステークホルダーへの適切な開示情報の充実

個人投資家、海外投資家に向けた情報開示の更なる充実を図ってまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 トレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役に対し、役員の責任、義務、法的リスク、担当業務のビジネス知識等の習得の自己啓発を推奨するとともに、必要に応じて、社外研修等を実施しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、四半期毎の決算発表時に業績に関する詳細情報を当社ホームページ上に公開しております。また、半年毎に決算説明会を開催し、その際の資料についても同様に当社ホームページ上に公開しております。それらの情報を踏まえた面談の申込みに対し、企業価値向上に資する情報交換として可能な限り対応しております。

株主との対話や当社ホームページの企業情報の公開は、主に経営企画及び広報・IRを担当する企画室が実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	22,938,800	8.70
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	20,377,100	7.73
三菱商事株式会社	10,783,000	4.09
UBS AG HONG KONG (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	8,507,600	3.23
株式会社クレディセゾン	6,318,000	2.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	5,457,100	2.07
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	5,393,200	2.05
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DR HOLDERS (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	4,834,953	1.83
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	4,815,063	1.83
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	4,292,500	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2020年8月31日時点の状況でございます。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
遠藤 功	他の会社の出身者													
柳生 昌良	他の会社の出身者													
吉川 淳	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤 功			企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に関し、有用な助言、提言を行っていただけるものと期待して選任しております。 また、当社と当該社外取締役との間には、過去を含め、なんら利害関係がなく高度の独立性を有しており、独立役員に指定いたしました。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
服部 勝			他社における経理部長や監査委員を経験され、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該観点からの助言を期待して選任しております。 また、当社と当該社外監査役との間には、過去を含め、なんら利害関係がなく高度の独立性を有しているため、独立役員に指定しております。
市川 佐知子			日米の弁護士として高度の専門的知識と経験を有しており、当該知見からの助言を期待して選任しております。 また、当社と当該社外監査役との間には、過去を含め、なんら利害関係がなく高度の独立性を有しているため、独立役員に指定しております。
新井 純			他社における代表取締役や監査役を経験され、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該観点からの助言を期待して選任しております。 また、当社と当該社外監査役との間には、過去を含め、なんら利害関係がなく高度の独立性を有しているため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 6名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では退職慰労金に代えて、取締役及び執行役員の報酬を当社の株価向上や業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、株価や業績に連動したものとするため株式報酬型ストックオプションとして、毎期、取締役及び執行役員に新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

従業員は執行役員となります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

さらなる企業価値向上に向けて、取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額内で、固定報酬である「基本報酬」の支給、当事業年度の会社業績に連動した「業績連動賞与」の支給、及び中長期インセンティブの「ストック・オプション」付与の3種類から構成されており、単年度のみならず、中長期的な視点での経営を動機づける設計といたしております。

取締役の報酬限度額は、第34期定時株主総会(平成25年5月22日)において決議された年額500百万円であります。

取締役の固定報酬である「基本報酬」は、役位に応じ、半数以上が社外役員で構成される報酬諮問委員会で審議を行い、その結果を取締役に答申した上で決定いたしております。

社外取締役を除く取締役に支給する「業績連動賞与」は、当社が定める基準に基づき、各連結会計年度の会社業績に連動して算出された金額を支給するものです。過半数が社外役員で構成される報酬諮問委員会で審議を行い、その結果を取締役に答申した上で決定いたしております。

社外取締役を除く取締役に付与する「ストック・オプション」は、予め定められた金額を基礎額としたストック・オプションの付与を行うものです。過半数が社外役員で構成される報酬諮問委員会で審議を行い、その結果を取締役に答申した上で決定いたしております。

(社外取締役を除く取締役の「業績連動賞与」支給額算定式)

「業績連動賞与」支給額 =

(「賞与基準額」×「計画比支給係数」×0.8)+(「賞与基準額」×「前期比支給係数」×0.2)

(注)1.「経常利益計画比」とは連結経常利益予想値(決算短信における連結業績予想発表値)に対する実績値の比率といたしております。

2. なお、上記対象取締役の役位は、平成27年5月20日に開催の定時株主総会最終後の取締役会で選任された役位とし、その後の昇格或いは降格があった場合においても、賞与基準額の変更は行いません。

3. 「業績連動賞与」が報酬総額に占める比率は、2種類の支給係数ともに1.0の場合、報酬総額の約5分の1となります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社の社外取締役、社外監査役へのサポート体制について専任の担当者はおりませんが、取締役会議案の事前配布や監査役がその職務の補助を求めた場合は、内部監査部門である監査室が職務の遂行を補助するものとします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の職務執行は取締役会を中心として、経営及び営業に係わる政策、課題等を検討確認する各会議体にて執行運営されております。

原則として毎月1回開催される取締役会において経営の重要な意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督すると共に、代表取締役が招集する経営会議において、重要な課題、施策が検討決定されております。

また、2つの委員会「報酬諮問委員会」「指名諮問委員会」を通じて経営に携わる人材の登用及び業績に見合った報酬額の計画の決定を行っております。

その他、当社では「人材委員会」「人材育成委員会」「業務標準化委員会」「コンプライアンス・リスク管理委員会」「商品戦略委員会」「営業戦略委員会」「安全衛生委員会」「品質向上委員会」といった各委員会を設定しており、全社に係る課題を組織横断的に検討実行する場としております。

監査機能としては、経営・営業の全般を監査する「監査役会」は社外監査役のみから構成され、独立性の高い組織として、「会計監査人」及び内部監査を担当する「監査室」と連動の上、定期的に会合を持ち、会計に関する事項、法令遵守に関する事項について監査役会において報告、情報交換を行っています。

また、会社が運営する「業務標準化委員会」の定例メンバーに常勤監査役がなっており、現場の動きを把握することに努めています。

以上の体制に加え、当社では取締役会において3名の社外取締役があり、ガバナンス体制を強化しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役の職務執行に対しては、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底し、社外取締役の3名の起用、及び社外監査役に公認会計士を起用することにより、専門的かつ客観的な観点から適切な検証が可能であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では外国に居住される株主様への議案検討を考慮し、招集通知の発送期日を株主総会開催日より3週間から1ヶ月前を目安としております。
電磁的方法による議決権の行使	当社ではインターネットを利用した議決行使方法を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社ではプラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社では招集通知のサマリーを英文で作成し、ホームページ上に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間及び期末決算時に全体ミーティングを各1回、スモールミーティングを各2回実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ上にて掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社では企画室にIR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では企業理念と行動基準を定めた「良品ビジョン」及び全社員のルールブックである「無印良品の働きかた」によりステークホルダーの立場の尊重を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では環境や社会等への取り組みを当社ホームページ上の「サステナビリティ」というページで公開しております(https://ryohin-keikaku.jp/sustainability/)。その中では「無印良品のサステナビリティ」「サプライチェーンの人権尊重」「環境への配慮」「地域・コミュニティとともに」等の項目ごとに、当社の考え方とともに、廃棄物削減の取り組みや店舗が主体となって行っている様々な活動などを掲載しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【方針】

- (1) 取締役会は、法令・定款が定める取締役会で決議すべき事項のほか、社内規程にて取締役会で決議すべき重要な経営に関わる事項及び各会議体で決議すべき事項を定め、これらに従い取締役会及び各会議体において総合的に検討して意思決定することとします。
- (2) 当社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、十分な監督体制を設けることとします。
- (3) 各種専門的な分野における委員会を設置し、適切に審議することとします。
- (4) コンプライアンス活動及びリスク管理をより実効的にするため、重要な課題を「コンプライアンス・リスク管理委員会」で適切に審議することとします。
- (5) 倫理・法令遵守に係る概括的な規定として行動指針を整備し、取締役はこれを遵守するよう徹底することとします。
- (6) 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携できる体制を構築し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとします。

【運用状況の概要】

- (1) 社内規程にて取締役会又は各会議体で決議すべき事項を規定した規程に基づき、総合的に検討して意思決定をしております。
- (2) 当社は、独立した3名の社外取締役及び3名の社外監査役を選任し、取締役会の監督機能を確保しております。また、それぞれの独立した社外取締役及び社外監査役は、独立した立場から活発に意見を述べております。
- (3) 各種委員会は定期的に開催され、取締役、執行役員、部門長をメンバーとして、問題点の把握及び改善を迅速かつ具体的に進めております。また、「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置し、各々社外取締役を委員長として、役員人事及び役員報酬の決定の透明性・公平性を確保しております。
- (4) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」は年2回以上開催され、コンプライアンス及びリスクに関する情報を収集し、重要な課題を審議し、取締役会に報告しております。また、情報の収集体制及び取締役会への報告内容は当社が置かれた状況、及び社会的な背景を鑑み、随時改善すべき課題を認識し、改善に取り組んでおります。
- (5) 「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を定め、社内のインフラに掲載するとともに、取締役、監査役、執行役員、使用人に配布する冊子にも併せて掲載しております。
- (6) 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携して、定期的に情報交換を行っております。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【方針】

- (1) 意思決定の際には損失の危険(リスク)について適切に分析を行い、メリット・デメリットを含めて総合的に検討を行い意思決定するものとします。
- (2) 体系的なリスク管理を行うための関係規程を定め、損失の危険(リスク)の予防、発生時の対応、及び再発の防止を図ることとします。
- (3) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」にて損失の危険(リスク)の予防、発生時の対応、及び再発の防止について、総合的に当社が置かれた状況、及び社会的な背景を鑑み、課題を定め、対応を検討し、モニタリングをすることとします。
- (4) 損失の危険(リスク)を総合的に把握するための情報収集スキーム及び報告ルール等を整備することとします。
- (5) 各種専門的な分野における委員会を設置し、それぞれの分野における損失の危険(リスク)の予防、発生時の対応、及び再発の防止について、適切に審議することとします。

【運用状況の概要】

- (1) 稟議決裁において、資料にメリット・デメリットの情報を整理して記載することとして損失の危険(リスク)を含めて把握し、総合的に意思決定を行っております。取締役会においては、独立した社外取締役及び社外監査役から損失の危険(リスク)の面からの質問も活発にされ、総合的な検討のもと、意思決定をしております。
- (2) 体系的なリスク管理を行うため、「リスクマネジメント規程」を整備し、損失の危険(リスク)の予防、発生時の対応、再発防止を図っております。
- (3) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」では、想定される、損失の危険(リスク)に関して各部門が認識し対応を把握するため、「リスク管理一覧表」を作成し、当社の業務マニュアルと連動させることにより具体的な対応の周知、徹底を図っております。また、各部門は損失の危険(リスク)に関する事項について、定期的に見直しを行い、この「リスク管理一覧表」を更新しております。「コンプライアンス・リスク管理委員会」を年2回以上開催して、その際に課題を定め、対応を討議し、さらに対応状況をモニタリングしており、その結果については、定期的に取り締めに報告しております。
- (4) 総合的に損失の危険(リスク)に関する情報を収集するための報告窓口を整備し、情報の収集をしております。
- (5) 各種専門的な分野における委員会は定期的に開催され、特に当社の最も重要な経営資源である商品の品質に関しては、より一層の品質管理向上を目指して「品質向上委員会」にて様々な角度から討議しております。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【方針】

- (1) 中期の計画及び年度ごとの会社方針を策定し、各部門における方針を迅速かつ統一的に策定できるようにすることとします。
- (2) 職務の執行が効率的に行われるよう、各部門及び現場の情報が迅速かつ適切に経営陣全体で共有できるような体制とすることとします。
- (3) 経営陣による意思決定又は各部門により実施される各施策が現場を含めた全社的に効率的に伝わるような体制とすることとします。
- (4) 業務を標準化するための業務マニュアルを中期的に定着させることにより、役割分担、意思決定、業務の簡素化及び効率化を図ることとします。
- (5) 各部門又は各機能における業務執行の責任者を定め、権限の委譲、階層の簡素化を図ることとします。

【運用状況の概要】

- (1) 「中期経営計画」を策定し、かつ年度ごとの計画を策定しており、各部門は「部門政策」において、当該計画を踏まえ、各部門の方針を策定しております。
- (2) 法定の会議体のほか、経営会議、営業会議等の定期的な開催により月次・週次・日次で経営陣は、各部門の情報を共有しており、各部門間においても情報を共有しております。
- (3) 前項の会議体による情報の伝達のほか、現場を含め全社的に各施策、指示及び情報を伝達するための社内インフラを整備しております。さらに、当社において重要な位置づけにある店舗においても、システム化された「業務連絡」として機能しております。

- (4)業務マニュアルを「業務基準書」として定着させており、定期的に更新され、そのなかで役割分担等が定められ、業務を標準化し、効率化しております。
- (5)業務執行の迅速化のため、執行役員制度を採用し、権限を付与し、迅速な意思決定及び業務執行の効率化を図っております。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【方針】

- (1)取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程を定め、その関係規程及び法令に基づき、各担当部署に適切に保存及び管理することとします。

【運用状況の概要】

- (1)関係規程及び法令に基づき、各担当部門に取締役の職務の執行に必要な会議体資料や議事録等の情報を適切に保存及び管理しており、必要に応じて取締役及び監査役が常時閲覧できるようにしております。また、情報セキュリティについては「システム情報管理基準」に従い、セキュリティに留意し管理しております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【方針】

- (1)社内規程にて使用人が遵守すべき事項を定めることとし、これらに従い使用人が職務を執行することを徹底することとします。
- (2)倫理・法令遵守に係る概括的な規定として行動指針を整備し、使用人はこれを遵守するよう徹底することとします。
- (3)使用人が留意すべき事項について、研修及び勉強会をとおして学ぶ機会を設けることとします。
- (4)コンプライアンスに関わる問題に関して、使用人が通報・相談できる窓口を設置し、問題の発見、予防を図ることとします。
- (5)法令、定款、社内規程、及び当社が定める業務マニュアルである「業務基準書」を遵守させるため、監査を行うこととします。

【運用状況の概要】

- (1)「社員就業規則」「賞罰規程」「個人情報保護規程」等にて、使用人が遵守すべき事項を定め、使用人が常時閲覧できるよう社内インフラに掲示しております。また、使用人が携帯すべき冊子において、当社において遵守すべき事項を掲載しております。
- (2)「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を定め、社内のインフラに掲載するとともに、取締役、監査役、執行役員、使用人に配布する冊子にも併せて掲載しております。
- (3)個人情報についてのEラーニング、店長研修等を実施し、使用人が留意すべき事項について学ぶ機会を設けております。
- (4)通報・相談できる窓口として「良品計画グループヘルプライン」を社内及び社外に設置し、社外の窓口については、弁護士がこれにあたっております。
- (5)定期的に監査を実施し、取締役会に報告しております。また、当該監査において発見された問題については、直ちに改善を実施しております。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

【方針】

- (1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社に関する規程において定め、事前承認又は当社に報告を求めるとともに、案件によっては当社の会議体、その他の決裁の場において審議することとします。
- (2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の損失の危険(リスク)の管理に関しては、子会社に対しても当社と同様の取り組みを推進し、損失の危険(リスク)について迅速に当社に報告できる体制を整備することとします。
- (3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の取締役に対して、職務の執行が効率的に行われるよう、中期計画、年度計画の策定、現場の情報の共有、意思決定の伝達体制、及び業務マニュアルの整備を求めるとします。
- (4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社における職務の執行に関する規程を整備し、問題が発生した場合の通報窓口を設置することとします。また、子会社に対してコンプライアンスを求めるとします。

【運用状況の概要】

- (1)子会社の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」「業務決裁規程」等の子会社に関する規程を整備しております。当該規程に基づいて、子会社を指導し、子会社の経営上の重要事項について当社にて審議・決裁をしております。
- (2)子会社の損失の危険(リスク)の管理に関して、当社は「グループリスク管理規程」を定めており、当該規程に基づいて、子会社においても同様の取り組みを行うよう推進しております。また、損失の危険(リスク)が発生した場合、又はそのおそれがある場合に迅速に当社に報告できるよう、24時間報告を受けられる窓口を設置しております。
- (3)子会社において、中期計画、年度計画が策定され、業務マニュアルの整備を進めており、必要に応じて見直しております。また、現場の情報が共有され当社に報告されております。
- (4)子会社にも適用される「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を整備し、子会社に対しても周知し、指導をしております。また、子会社も対象となる通報窓口である「良品計画グループヘルプライン」を設置するとともに、子会社に問題があった際に24時間受けられる報告窓口も設置しております。
- 子会社からは定期的にその状況が取締役会に報告され、適宜適切に取締役会において指導しております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制

【方針】

- (1)内部監査部門は、監査役の求め又は指示により監査役の職務の遂行を補助することとします。また、内部監査部門所属の使用人が監査役の求め又は指示により監査役の職務の遂行を補助する際に、取締役は一切不当な制約をしてはならないものとします。

【運用状況の概要】

- (1)内部監査部門には、専任の使用人を数名配置しております。また、取締役は、内部監査部門が監査役の職務の遂行を補助する際には、一切不当な制約をしておりません。

8. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

【方針】

- (1)取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告

するものとします。この重要事項には、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項、その他内部統制に関する事項を含みます。
(2) 監査役に報告をした者について、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないこととします。

【運用状況の概要】

- (1) 監査役は必要に応じて、取締役、執行役員又は使用人を監査役会に参加させ、報告をさせております。また、監査役は、必要に応じて部門の方針を策定する会議を含め、各会議体に出席しております。
- (2) 監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けておりません。また、各関係規程において通報者が不利な取扱いを受けないことを定めております。

9、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

【方針】

- (1) 監査役の職務の執行に必要な費用については、監査役が必要と考える金額を予算とするとともに、想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担するものとします。

【運用状況の概要】

- (1) 監査役の職務の執行に必要な費用については、出張旅費、書籍代、調査費、その他の必要な費用について、当社が負担しております。

10、その他、監査役が、実効的に行われることを確保するための体制

【方針】

- (1) 経営の最高責任者と監査役が定期的に課題について協議し、意思疎通を図る機会を設けるものとします。
- (2) 会計監査人と監査役が連携できる体制とします。
- (3) 監査役の求めに応じて各会議体に出席し、各課題の検討・討議・意思決定に影響を与えることができる体制とします。

【運用状況の概要】

- (1) 代表取締役社長と監査役は、定期的な意見交換会を行っており、経営上の課題、会社を取り巻く損失の危険(リスク)、及び監査上の重要課題について意思疎通を図っております。
- (2) 監査役は、会計監査人から定期的に会計監査の方法と結果等について報告を受けるほか、随時会計監査人及び内部監査部門と情報の共有を行っております。
- (3) 監査役は、法定会議のほか、「コンプライアンス・リスク管理委員会」等の委員会、その他、社内の会議に必要なに応じて適宜出席し、意見を述べております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携できる体制を構築し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとします。

2、反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携して、定期的に情報交換を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

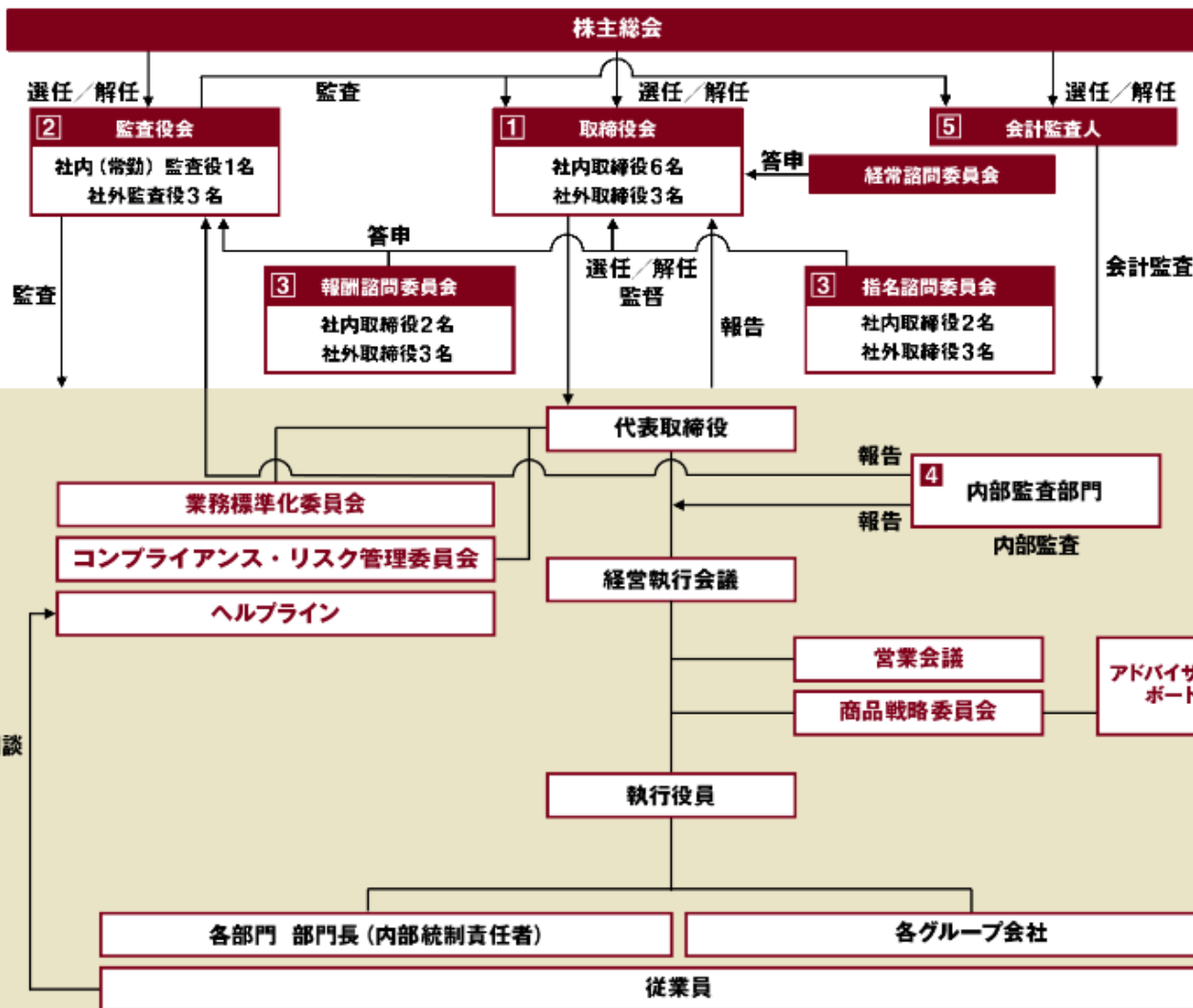
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システム整備の基本方針

[コーポレートガバナンス体制]



(2020年3月1日時点)